

令和6年度 就学援助制度のご案内



新座市では、経済的な理由により教育の機会が失われないように、
学用品費・修学旅行費・学校給食費などの一部を援助しています。

※所得の審査があります。学校の集金がすべて免除になる制度ではありません。

1 援助対象者について

新座市に住民登録があり、公立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、
令和5年度又は令和6年度に以下のいずれかに該当する方

- 児童扶養手当を受けている方
- 経済的にお困りで、申請者と生計同一である
家族全員の令和5年中の合計所得金額が認定基準内である方

【認定となる年間世帯所得額の目安】※あくまで目安です。年齢等により基準額は異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
持家（円）	約185万	約262万	約325万	約395万	約423万
借家（円）	約282万	約359万	約422万	約492万	約520万

※世帯の中に未申告の方がいる場合は審査ができません。無収入の方も含め、必ず世帯全員が前年度の所得の申告を済ませてから申請してください。

- 生活保護法による要保護者…修学旅行費と医療費が支給対象です。申請は不要です。
- 申請時点で生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の保険料の減免、国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予のいずれかの措置を受けている方…該当する場合は学務課へ御相談ください。

2 提出していただく書類

提出書類	該当する方
申請者名義の通帳やキャッシュカードの写し ※ 銀行名、支店名、口座番号、名義が確認できる部分	申請者は全員必要
契約期間内の賃貸契約書の写し ※ 契約者と家賃の金額が分かるように提出してください。 ※ 確認ができない場合は持家とみなして審査を行います。	借家にお住まいの方 ※ 必須ではありませんが、審査で考慮されます。 ※ <u>児童扶養手当での申請の場合は提出不要です。</u>
最新の児童扶養手当証書の写し	児童扶養手当を受けている方
令和6年度所得証明書 ※ 令和6年1月1日にお住まいの自治体にて取得可能 ※ 世帯員全員分（16歳以上）が必要 ※ 6月28日（金）までに提出してください。	令和6年1月2日以降に 新座市に転入した世帯のみ

3 申請期間（当初認定）

裏面を確認の上、必要書類と併せて申請してください。

令和6年3月1日（金）～令和6年4月30日（火）

※ 5月以降も随時受け付けておりますが、認定になった場合、申請月の分からの支給です。



4 申請方法 新座市 HP の案内に沿って、 電子申請フォームから申請をしてください。

- ※ 申請の際は、必要書類の画像をご用意ください。
- ※ 電子申請が困難な場合は学務課まで御相談ください。

【新座市 HP はこちら→】



5 スケジュール

2024年 3月	4月	5月	6月	7月～
申請手続き	審査期間		結果通知	就学援助 支給
原則電子申請で申請します。必要書類は、6月末までに学務課に提出します。	教育委員会で所得の審査を行います。審査期間中も、 <u>学校の集金は必ずお支払い</u> ください。		6月末頃、保護者宛てに結果を通知します。	認定後、原則学期末に就学援助が支給されます。

6 支給予定額（年額：令和5年度の例）

【4月認定の場合】費目は一部です。詳細は市 HP で確認してください。

費目	支給金額【小学校】	支給金額【中学校】	備考
学用品費等	1年生：11,630円 2～6年生：13,900円	1年生：22,730円 2,3年生：25,000円	月割りにして学期ごとに支給
校外活動費 (宿泊無し)	上限 1,600円	上限 2,310円	実施後、1～2か月後に支給
新入生学用品費	1年生：54,060円	1年生：63,000円	4月認定のみ対象 ※ <u>入学前に支給を受けた方は入学後の支給はありません。</u>
修学旅行費	6年生：対象経費	3年生：対象経費	実施後1～2か月程度で支給
学校給食費	実費額	実費額	給食を実施した翌月に支給
オンライン学習費	実施学年：6,000円	実施学年：6,000円	月割りにして学期ごとに支給
林間学校費	対象経費	対象経費	実施後、1～2か月程度で支給

- ※ 支給先は、保護者指定の口座のほか、学校へ直接支払う場合があります。
- ※ **就学援助制度は、集金を免除する制度ではありませんので、学校集金は必ずお支払いください**（学校集金の方法、金額については各学校へお問い合わせください。）。



【問合せ】〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)